紫波町商工会報

商工会ニュースしわ 4月号

◇発行者　紫波町商工会長　橘　冨雄　　◇令和３年４月９日発行
◇〒０２８－３３０５岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏８５－４　◇ＴＥＬ０１９－６７２－２２４４　◇ＦＡＸ０１９－６７２－２３１６

地域企業経営支援金について

標記支援金は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている中小企業者の事業継続を支援するため、感染症対策等に取り組みながら事業継続を図ろうとする中小企業者に対し、支援金を支給するものです。紫波町の事業者は紫波町商工会に申請いただくこととなります。

・申請対象者　（次の（１）～（５）に全て該当する者）

（１）中小企業者等（又は中小企業者を構成員とする団体）であること
※資本金額もしくは従業員数が下記のいずれかを満たすこと。

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業、飲食業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
宿泊業	5,000 万円以下	200 人以下
卸売業	１億円以下	100 人以下
製造業・建設業・運輸業・その他	３億円以下	300 人以下

（２）商工団体が管轄する区域に店舗・事業所を有すること
・対象となる店舗（事業所）が所在する区域の商工団体（商工会議所・商工会）に申請を行ってください。
・複数の市町村にまたがって店舗が所在している場合は、主たる店舗が所在する区域を管轄する商工団体（商工会議所・商工会）に一括で申請してください。（※店舗ごとに異なる商工団体に申請することはできません）
・本社の所在地が県外であっても、対象業種を営む店舗（事業所）が岩手県内にあれば申請できます。

（３）飲食業・小売業・サービス業・鉄道業及び道路旅客運送業を営む店舗・事業所
・対象業種一覧表に該当する業種を営む店舗（事業所）を対象とします。※別紙参照
・対象業種以外を主たる業種として営んでいる場合でも、対象業種を営む店舗等を有しており、その事業の実態（取引台帳、許認可等（写真・HP のみは不可））が確認できれば、対象となる場合があります。（例）主たる業種は製造業（卸売業）だが、小売業も営む店舗がある場合
・「運転代行業（中分類 79）」、「自動車等の移動販売等による事業所（中分類 56～60、77）」にあっては、開業届等で届出のある住所を店舗とみなします。

（4）売上減少要件

・令和２年11月から令和３年３月の間の売上について、次のいずれかに該当していること。

① いずれか一月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している者

② いずれかの連続する３か月の売上の合計が前年同期と比較して30%以上減少している者

※　対象店舗以外の売上も含む事業者全体の売上で比較します。

※　創業等で前年の売上が存在しない者にあっては、売上を比較する月の直近までのいずれか一月の売上、若しくはいずれかの連続する３か月の売上の合計を用いることとします。

※　比較する前年の売上が、すでに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少した者にあっては、その前年の売上を用いることができます。

（5）その他要件

・新型コロナウイルス感染症対策若しくは業態・業種転換に取り組んでいること。

・支援金受給後も、事業を継続する意思があること。

・個人事業主の場合は、令和２年分の所得税の確定申告を行っていること（令和３年１月以降に創業した者にあってはこの限りではない）。※法人の場合は、決算期に応じた直近の期の法人税確定申告を行っていること。

・法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと。

・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

・宗教上の組織若しくは団体でないこと。

・関係法令を遵守していること。

・暴力団※でなく、その構成員が暴力団員※でないこと。また、暴力団及び暴力団員が経営に関与していないこと。（※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条（平成3年法律第77号）に規定するもの）

・申請額の算定

（1）売上減少額の算定

・令和２年 11 月から令和３年３月の間で、連続する３ヶ月（例：11 月～１月）の売上の合計を前年の同期間の売上の合計から差し引いた額を算出します。

※　1,000 円未満の端数が発生する場合は切り捨てます。

※　白色申告者にあっては、月平均の売上げを算定に用いることができます。

比較対象期間の前年同期の売上の合計	－	令和２年11月～令和３年３月の対象期間のうち**連続する３ヶ月の売上の合計**	＝	売上減少額

（2）対象店舗の確認

・対象業種を営む店舗の名称・住所・業種・TEL を記入してください。

・自宅兼店舗も対象となりますが、倉庫や会議室などは店舗に含みません。

・５店舗以上有する場合は、任意の５店舗を記入してください。
（申請は１事業者１回のみであり、複数店舗を分けて申請することはできません）。

・同一施設内であっても店舗の区画が独立し、会計が区画ごとに完結できる場合にはそれぞれ、１店舗として扱います。

（３）申請限度額

・１事業者あたりの支援金の上限（申請限度額）は、以下の「基準額」と「上限額」のいずれか【低い額】となります。

「基準額」：対象店舗数（上限５店舗）×40 万円

「上限額」：法人及び組合：200 万円、個人事業主：100 万円

（４）申請額の算定

・申請額（支援金の額）は、「（１）売上減少額」と「（３）申請限度額」のいずれか【低い額】となります。

■申請額の確認

売上減少額（C）	235,000	円
申請限度額（H）	400,000	円
申請額（I）	235,000	円

減少額の方が低い→申請額：235,000 円

■申請額の確認

売上減少額（C）	1,134,000	円
申請限度額（H）	800,000	円
申請額（I）	800,000	円

上限額の方が低い→申請額：800,000 円

・**申請期限**

令和３年６月３０日（水）まで※当日消印有効

※申請様式は商工会もしくは商工会ホームページにございます。まずは商工会までご相談ください。

紫波町商工会ホームページ URL　　https://www.shokokai.com/shiwa/

新任職員のお知らせ

商工会に大変長らく勤めた高橋千和子さんが３月３１日付けで退職となりました。これまで大変お疲れさまでした。後任として、４月１日より山口綾さんが新採用職員として赴任することとなりました。

職員体制が変わりましたが、商工会は、経営相談はもとより、地域の課題など幅広い相談に応じておりますので、会員の皆様のご利用をお待ちしております。

山口　綾　主事

４月１日より紫波町商工会にお世話になります、山口綾と申します。
勉強不足の所が多いですが、早く皆様のお役に立てるよう努力して参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

小規模事業者持続化補助金のお知らせ

小規模事業者が将来の事業承継も見据え、ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援する補助金です。

詳しくは商工会までご相談ください。

・補助上限　　５０万円

・補助率　　２/３

・小規模事業者　　卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）
⇒常時使用する従業員の数５人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業、建設業その他
⇒常時使用する従業員の数２０人以下

・補助対象経費

①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費
⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費

・取組み例

＜機械装置等費＞
高齢者集客のための椅子の購入、衛生向上や省スペース化のためのショーケースの購入、新たなサービス提供のための製造・試作機械の購入　等

＜広報費＞
ウェブサイトの作成や更新、新たな販促用チラシの作成・送付、ネット販売システムの構築

＜展示会等出展費、旅費＞
国内外の展示会へ出展、商談会への参加

＜開発費＞
商品パッケージのデザイン改良、新商品開発

＜委託費＞
新商品開発における成分分析の委託

＜外注費＞
店舗改装、バリアフリー化工事、利用客向けトイレ工事

・応募期間

受付締切：令和３年６月４日、令和３年１０月１日、令和４年２月４日の年３回の応募受付けとなります。

事業計画の作成に時間を要しますので、商工会にご相談の際はお早めにお願いいたします。